災害に係る住家の被害認定に関する検討会(第3回) 議事概要

1. 検討会の概要

· 日 時: 平成30年2月5日(月)17:00~19:00

·場 所:中央合同庁舎8号館4階407会議室

出席者:坂本座長、古関委員、阪田委員、佐久間委員、杉山委員、田中委員、

中埜委員、藤田委員、山田委員、各オブザーバー、国立研究開発法人防災科

学技術研究所

2. 議事概要

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家の被害認定業務 実施体制の手引き」の改定案についての委員からの主な御意見・コメント等は次のとお り。

< 委員からの御意見・コメント等>

■写真を活用した調査の効率化・迅速化の検討について

- ○航空写真等を活用するかどうかについて、地方公共団体の判断で決められる場合、航空 写真等の活用の違いによって判定結果がばらつくという問題は生じないか。
- ○地方公共団体が航空写真等を適切に活用できるよう、活用フローなど使い方を分かりや すく説明した方がよいのではないか。

■部位別構成比等の確認・見直しについて

-特に無し

■地盤等の被害への対応について

- ○「亀裂」について、もう少し明確にする必要があるのではないか。特に段差が生じた場合には、それを「亀裂」と呼ぶかは人によって異なる可能性があり、留意する必要がある。あわせて、「損傷程度の例示」等において、具体的な「亀裂」の状況を写真で例示することも含めて検討した方がよいのではないか。
- ○地震による被害の被害認定フローのうち、「(1)外観による判定」で「③一見して住家全部が流失」という記載があるが、地震の場合は「流失」という表現は適さないのではないか。他の災害の場合の表現との兼ね合いもあるが、「ずり落ちる」というイメージを適切に表現するような文言にした方がよいのではないか。
- ○能登半島地震の時、川の近傍に立地していた木造の旅館の建物直下に4~5 c mほどの幅の亀裂が発生し、1週間程度で解体されたが、このような場合は全壊としてもいいのではないか。

■水害による被害への対応について

-特に無し

■応急危険度判定の結果を活用した迅速化について

- ○「(1)外観による判定」の中に「なお、被災建築物応急危険度判定(応急危険度判定)において・・・この判定結果を参考として、全壊の被害認定を行う場合もある」という現行の記述があるが、活用可能であることを示したいのであれば、「全壊の被害認定を行うことも可能である」という記述の方が望ましいのではないか。
- ○応急危険度判定を活用した被害認定調査については、現場で地方公共団体の職員等がど のように活用するのかがイメージできるよう、記述を工夫した方がいいのではないか。

■調査票様式の修正への対応について

- ○これまでの経験上、内閣府がHPで示している調査票を用いるのがよいと考えている。
- ○調査票を修正する場合に、「都道府県が管内市区町村と予め調整し、了解を得る」手続のフローを分かりやすく記載すべきではないか。
- ○首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害の場合には、都道府県を越えた範囲で調整する必要が出てくる可能性がある点に留意が必要ではないか。

(以 上)